

鹿島市長 桑原允彦から協議のあった鹿島市営土地改良事業（さが農業農村振興整備 区画整理）御立場地区の施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定したので、同条第 6 項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、平成 21 年 8 月 11 日までに佐賀県鹿島農林事務所（郵便番号 849-1311 鹿島市高津原 3400 番地）に提出してください。

平成 21 年 6 月 26 日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

鹿島市営土地改良事業（さが農業農村振興整備 区画整理）御立場地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 21 年 6 月 29 日から平成 21 年 7 月 27 日まで

3 縦覧の場所

鹿島市役所